

TAX LAW NEWSLETTER

2020年1月号 (Vol.37)

令和2年度税制改正大綱

- I. はじめに
- II. 法人課税の改正ポイント
- III. 消費課税の改正ポイント
- IV. 国際課税の改正ポイント

森・濱田松本法律事務所

弁護士 小山 浩
TEL. 03 6266 8589hiroshi.oyama@mhm-global.com税理士 間所 光洋
TEL. 03 6213 8129koyo.madokoro@mhm-global.com弁護士 原田 昂
TEL. 03 6266 8512takashi.harada@mhm-global.com

I. はじめに

政府与党（自由民主党及び公明党）は、令和元年12月12日、「令和2年度税制改正大綱」¹を決定し、政府は同様の内容を令和元年12月20日に閣議決定しました（以下、政府版を「本大綱」²といいます。）。

本大綱の基本的な考え方として、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行うこと、また、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直し、国際課税制度の見直しや、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等を行うことが掲げられています。

本大綱による改正項目は、①個人所得課税、②資産課税、③法人課税、④消費課税、⑤国際課税、⑥納税環境整備、⑦関税といった多岐に亘りますが、本ニュースレターでは、企業法務・税務への影響が予想される、③、④及び⑤の中から重要と思われる改正項目について、その概要及び実務上のポイントを中心に解説します。

II. 法人課税の改正ポイント

1. 連結納税制度からグループ通算制度への移行（本大綱 47 頁以下）

(1) 改正経緯及び内容

平成14年度に創設された連結納税制度は、子法人の税務情報を連結グループ内で集約し、親法人がグループ全体を一つの納税単位として連結法人所得及び連結法人

¹ 自民党ホームページ (<https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>)

² 財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf)

TAX LAW NEWSLETTER

税額の申告をするとともに、各子法人の個別帰属額等を記載した書類を提出するという方式であることから、制度設計が複雑で納税者にとって理解が難しい上、連結グループ内の各法人の数値を基にして連結法人所得及び連結法人税額の調整計算（グループ調整計算）を行う必要がありました。このため、法人間での連絡・調整も煩雑で、申告のための事務負担がかなり大きいとの指摘があり、企業における事務負担の軽減の要請等に対応するため、制度の簡素化を図るべきとの意見が存在しました。

本大綱によれば、連結納税制度につき見直しが行われ、連結納税制度は、令和4年4月1日以降に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行することとされました。

グループ通算制度は、①親法人及び子法人の各法人が納税主体となり法人税の申告を行う点、②企業グループ内の一法人の事後的な課税所得金額又は法人税額の修正が、原則としてその企業グループ内の他の法人の課税所得金額又は法人税額の計算に波及しない点、③グループ通算制度開始・加入時の時価評価、欠損金の持込制限の範囲が見直された点に特徴があります。連結納税制度及びグループ通算制度の異同は、大要以下のとおりです（「付記連結納税制度の見直し」(本大綱 87 頁)参照）。

| | 連結納税制度 | グループ通算制度 |
|-------|--|--|
| 適用法人 | <ul style="list-style-type: none"> 内国法人である親法人及びその親法人に発行済株式の100%を直接又は間接に保有される全ての子法人（外国法人及び一定の法人を除く）。 | <p>下記の法人を除外するほかは連結納税制度と同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> 青色申告の承認の取消しの通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの。 青色申告の取りやめの届出書の提出をした日から同日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの。 |
| 適用方法 | <ul style="list-style-type: none"> 承認申請を行うかにつき選択制。 | <ul style="list-style-type: none"> 一部見直しを行うほかは連結納税制度と同様。 |
| 納税主体等 | <ul style="list-style-type: none"> 連結グループを一の納税主体とする。 連結子法人について連帯納付責任あり。 | <ul style="list-style-type: none"> 親法人及び各子法人が納税主体となる。 親法人及び各子法人には、通算グループ内の他の法人について連帯納付責任あり。 |
| 事業年度 | <ul style="list-style-type: none"> 親法人の事業年度開始の日から終了の日までの期間。 | <ul style="list-style-type: none"> 連結納税制度と同様。 |
| 損益通算 | <ul style="list-style-type: none"> 連結グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して所得を計算する。 | <ul style="list-style-type: none"> 欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の |

TAX LAW NEWSLETTER

| | 連結納税制度 | グループ通算制度 |
|------------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 連結グループ内の全法人について再度調整計算を行う必要がある。 | <p>所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通算グループ内の法人に修正や更正が生じた場合、他の通算グループ内の法人には影響しない。 |
| 時価評価課税 | <ul style="list-style-type: none"> 親法人は時価評価法人の対象外。 適用開始時に親法人による完全支配関係が5年超継続していない場合、適格株式交換等以外の事由によりグループに加入する子法人について時価評価課税の対象。 | <ul style="list-style-type: none"> 親法人も子法人と同様に取り扱われ、時価評価法人の対象となりうる。 相対取引での株式購入により完全子会社化した子法人で、適格組織再編成と同等の要件³を満たすものは時価評価の対象外。 |
| 欠損金の持込制限 | <ul style="list-style-type: none"> 親法人の連結納税開始前の欠損金は制限なく連結グループ内で繰越控除できる。 時価評価課税対象外の法人は、原則として欠損金の持込可能。 | <ul style="list-style-type: none"> 親法人のグループ通算制度開始前の欠損金のうち持込可能なものについては、特定欠損金（その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金）とされる。 時価評価課税対象外の法人は、原則として欠損金の持込可能。 |
| 離脱時の時価評価課税 | <ul style="list-style-type: none"> 特に規定なし | <ul style="list-style-type: none"> 通算グループから離脱した法人が①主要な事業を継続することが見込まれていない場合や②帳簿価額が10億円を超える資産の譲渡等による損失計上の見込みがあり、かつ、その法人の株式譲渡により損失計上の見込みがある場合、直前の事業年度において時価評価課税の対象。 |
| 研究開発税制 | <ul style="list-style-type: none"> 連結グループ全体で計算された税額控除額は、各法人の試験研究費の支出割合に応じて各法人の税額控除個別帰属額として配分される。 | <ul style="list-style-type: none"> 通算グループを一体として計算した税額控除限度額と控除上限額とのいずれか少ない金額を各法人の調整前法人税額の日で配分した金額を各法人の税額控除限度額とする。 |

(2) 実務上のポイント (M&A 実務との関係)

連結納税制度の下では、連結納税制度を採用する法人が相対の株式譲渡により他社の発行済株式全部を取得して完全子会社とした場合、連結子法人となる当該他社

³ 適格組織再編成と同様の要件として、①親法人との間の完全支配関係の継続要件、②当該法人の従業者継続要件、③当該法人の主要事業継続要件、④当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件、⑤④の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件を満たす必要があります。なお、グループ加入の直前に支配関係がある場合には、①～③までの要件を満たせばよいとされています。

TAX LAW NEWSLETTER

には、連結納税の加入時に時価評価課税が生じ、かつ、欠損金が切り捨てられるため、株式譲渡により完全子会社化する際の障害となっていました。しかし、グループ通算制度においては、相対の株式譲渡であっても、適格組織再編成と同等の要件を満たすと、時価評価課税は生じず、欠損金の持込みも可能となるため、相対の株式譲渡により完全子会社化することの障害が取り除かれることになりました。

また、グループ通算制度により、従前の株式譲渡契約のドラフト実務にも影響が生じると考えられます。たとえば、連結親法人が連結子法人の株式を譲渡する場合、クロージング日後、連結子法人であった期間における所得（個別帰属額）が増減した場合には、連結親法人である売主が追加の納税又は還付請求を行うため、実務上、株式譲渡契約において、個別帰属額の精算規定を設けられています⁴。

グループ通算制度においては、連結納税制度とは異なり、親法人及び各子法人が法人税の申告を行うものの、グループ内で損益通算を行いますので、一定の精算規定を設ける必要が生じる可能性があり、今後のドラフト実務にも影響すると考えられます。

2. 特定譲渡制限付株式に係る措置（本大綱 24 頁、62～63 頁）

（1）改正経緯及び主な内容

これまで特定譲渡制限付株式（所得税法施行令 84 条 1 項柱書、法人税法 54 条 1 項）に該当するためには、個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該役務の提供の対価として譲渡制限付株式であって当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴って当該債権が消滅する場合の譲渡制限付株式である必要がありました。しかし、会社法改正により、上場企業において、取締役の報酬として株式を発行する場合、払込み又は給付を要しないとされたため（会社法 202 条の 2 第 1 項）、本改正により、発行法人に対する役務の提供の対価として交付される譲渡制限付株式でその譲渡制限付株式と引換えにする払込み又は給付を要しない場合のその譲渡制限付株式も、特定譲渡制限付株式に該当することとされました。

また、これまで特定譲渡制限付株式の交付を受けた個人が死亡した場合の税法上の取扱いが不明確であると指摘されていました。しかし、本改正により、特定譲渡制限付株式の交付を受けた個人が死亡した際、特定譲渡制限付株式のうち当該個人の死亡のときに発行法人が無償で取得することとなる事由に該当しないことが確定しているものについて、当該個人の死亡の日における特定譲渡制限付株式に係る経済的利益の価額を当該個人の収入金額とすることとなりました。

これにより、上記のような設計の特定譲渡制限付株式について、個人が死亡した時点において給与所得又は退職所得が生じることが明確になり、法人側においても、

⁴ 大石篤史＝小山浩「税務上の留意点を踏まえた株式譲渡契約の実務－連結納税制度も踏まえて－」旬刊商事法務 2004 号 4 頁以下。

TAX LAW NEWSLETTER

給与等課税額が生じることが確定したとして、法人税法上、役員提供に係る費用の額を死亡日の属する事業年度において損金算入できることになると考えられます。

(2) 実務上のポイント

本改正により、特定譲渡制限付株式の交付を受けた個人が死亡した場合の取扱いが明確化されました。ただし、「発行人が無償で取得することとなる事由に該当しないことが確定しているもの」が具体的にどのような設計の特定譲渡制限付株式を指すのかという点については、税制改正の立案担当者等の解説を待つ必要があります。

3. その他の法人課税の改正ポイント

(1) オープンイノベーションに係る措置の創設（本大綱 44 頁以下）

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの⁵が、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に特定株式⁶を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の 25% 以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとなりました。

(2) 交際費の縮減（本大綱 45 頁以下）

一部の大企業において、接待飲食費に係る損金算入の特例（租税特別措置法 61 条の 4 第 1 項）によって交際費が大きく変化している状況とはいえ、現預金の大幅な減少に寄与していないことを理由に、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から、その資本金の額等が 100 億円を超える法人が除外されることとなりました。

なお、「資本金の額等」の「等」が何を指すかについては、本大綱に記載がないところ、今後の動向に留意する必要があります。

(3) 5G 導入促進税制（本大綱 46 頁以下）

特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入⁷を行う同法の認定特定高度情報通信等システム導入事業者（仮称）に該当するものが、同法の施行の日から令和 4

⁵ 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等

⁶ 産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後 10 年未満のものに限ります）又はこれに類する外国法人株式のうち、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの

⁷ 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の認定導入計画（仮称）に従って実施される同法の特定高度情報通信等システム（仮称）の導入で、その早期の普及を促すものであってその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの

TAX LAW NEWSLETTER

年 3 月 31 日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備⁸の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合には、当該法人は、その取得価額につき、30%の特別償却と 15%の税額控除との選択適用ができることとなりました。ただし、税額控除を選択した場合における控除税額は、当期の法人税額の 20%が上限となります。

Ⅲ. 消費課税の改正ポイント

1. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設（本大綱 66 頁以下）

(1) 改正経緯及び内容

法人税法には、法人税の申告期限の特例（法人税法 75 条の 2）が定められており、申告期限の延長が認められていましたが、消費税法には同様の規定が置かれていませんでした。

過去には、消費税の申告書の提出を失念したことを理由に 12 億円超の無申告加算税の賦課決定処分が認められた裁判例⁹も存在するところ、法人税と同様に消費税にも申告期限の延長が認められていると誤認して申告手続が行われた際のリスクは相当程度大きかったといえます。

また、法人税の申告期限が延長されたことにより法人税と消費税の申告期限が異なった場合、消費税の申告後に、決算における金額が変動すると、消費税の修正申告又は更正の請求等の事務負担が企業に生じていました。

そこで、本大綱では、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間にかかる消費税の確定申告書の提出期限を、1 月延長する旨の措置が導入されることとされました。また、法人税の申告期限の特例と同様に、確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間にかかる利子税を併せて納付することとなります。

(2) 実務上のポイント

本改正により法人税と消費税の申告期限が異なることにより生じていた事務負担が軽減されることが予想されます。また、確定申告書の提出期限が延長された期間については利子税が課されるため、実務上、状況に応じて法人税と同様に見込納付を行うことが考えられます。

⁸ その法人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のもの

⁹ 大阪地裁平成 17 年 9 月 16 日判決 (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/006564_hanrei.pdf)

TAX LAW NEWSLETTER

IV. 国際課税の改正ポイント

1. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応（本大綱 71 頁以下）

(1) 改正経緯及び内容

従前より、法人が子会社株式を取得した後、当該子会社から配当を受けて、配当益金不算入制度（受取配当等の益金不算入、法人税法 23 条、23 条の 2）を利用するとともに、当該配当により価値が下落した当該子会社の株式を譲渡することで譲渡損失を創出するスキームが存在しました。

本大綱によれば、このようなスキームを利用した租税回避に対応するため、大要下記の改正がなされることとなりました。

①法人が、特定関係子法人¹⁰から受ける配当等の額¹¹が株式等の帳簿価額の 10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げることとする。

②次に掲げる配当等の額は、本措置の対象から除外する。

(1) 内国普通法人である特定関係子法人の設立の日から特定支配関係発生日¹²までの間において、その発行済株式の総数等の 90%以上を内国普通法人若しくは協同組合等又は居住者が有する場合の対象配当金額

(2) イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額がハに掲げる金額以上である場合における特定関係子法人から受ける対象配当金額

イ 配当決議日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における当該特定関係子法人の利益剰余金の額

ロ 当該開始の日からその配当等を受ける日までの間に特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額

ハ 特定支配関係発生日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における利益剰余金の額に一定の調整を加えた金額

(3) 特定支配関係発生日から 10 年を経過した日以後に受ける配当等の額

(4) 対象配当金額が 2,000 万円を超えない場合におけるその対象配当金額

③対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができる。

¹⁰ 配当等の決議の日において特定支配関係（一の者（一の者と特殊の関係のある者を含みます）が他の法人の株式等又は一定の議決権の数等の 50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等）を有する他の法人

¹¹ その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子法人から受ける配当等の額を含みます（以下「対象配当金額」といいます）

¹² 法人との間に特定支配関係を有することとなった日

TAX LAW NEWSLETTER

上記のようなスキームのうち、自己の株式又は出資の取得によるみなし配当（法人税法 24 条 1 項 5 号）が生じることが予定されていた場合については、受取配当益金不算入を認めない規定（法人税法 23 条 3 項、23 条の 2 第 2 項 2 号）が設けられていますが、本改正により、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応が更に強化されたものといえます。

(2) 実務上のポイント

本改正により、現預金を保有する子会社株式（過去 10 年以内に取得）を譲渡するに際して、当該子会社が親会社に対して剰余金の配当を行った後、当該子会社の株式を譲渡するスキームが行いにくくなり、また、買主は、現預金を保有したままの会社の株式を取得し、直後に配当を受けるスキームがしにくくなるため、売主・買主双方にとって、子会社からの資金還流の方法に制約が生じることになったといえます。

また、上記③のとおり、「対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができる」とされていますが、具体的な帳簿価額の引下げ額の計算方法については、本大綱に記載がないところ、今後の動向に留意する必要があります。

セミナー情報

- ▶ セミナー 『変わる事業承継 - 「権力集中型」か「集団統治型」か 新しいファミリーガバナンスの仕組みとは -』
開催日時 2020 年 3 月 12 日（木）18:00～19:30
講師 大石 篤史
主催 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

- ▶ セミナー 『M&A の税務に関する近時の動向～①M&A スキームの最新動向、②M&A 契約作成時に留意すべき税務上の留意点、③裁判例を踏まえた M&A 取引の税務調査対応など～』
開催日時 2020 年 3 月 4 日（水）15:00～17:00
講師 大石 篤史
主催 株式会社レコフデータ

TAX LAW NEWSLETTER

文献情報

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Private Client 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Private Client 2020 9th Edition
著者 大石 篤史、酒井 真

- 論文 「事業承継の最新動向について」
掲載誌 月刊監査役 No.702
著者 酒井 真

- 論文 「近時の裁判例から検討する M&A・組織再編時の否認規定適用をめぐる最新論点」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.29 No.12
著者 小山 浩

- 論文 「老人ホームに付属する駐車場の「住宅用地」該当性」
掲載誌 税研 208号
著者 小山 浩

- 論文 「譲渡制限付株式と退職所得の関係に関する近時の動向」
掲載誌 週刊税務通信 No.3577
著者 酒井 真

NEWS

- The Legal 500 Asia Pacific 2020 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2020 にて、当事務所は日本における下記の分野で上位グループにランキングされ、18名の弁護士がその分野で Leading lawyers に選ばれ、税務分野では、大石 篤史弁護士、酒井 真弁護士が選ばれております。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ランキングされております。

詳細は Legal 500 のウェブサイトに掲載されております。

TAX LAW NEWSLETTER

分野

JAPAN

Tier 1

- Antitrust and competition law
- Banking and finance
- Capital markets
- Corporate and M&A
- Dispute resolution
- Investment funds
- Labour and employment
- Private wealth
- Projects and energy
- Real estate and construction
- Restructuring and insolvency
- Tax

Tier 2

- Intellectual property
- Risk management and investigations

MYANMAR

Tier2

- Corporate and M&A
- Projects

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Tier 1

- Projects & Energy

Tier 2

- Banking & Finance
- Corporate and M&A

Tier 3

- Dispute resolution
- Real estate and construction

弁護士

JAPAN

Leading lawyers

- Antitrust and competition law: 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹

TAX LAW NEWSLETTER

- ・ Banking and finance: 小林 卓泰、佐藤 正謙
- ・ Capital markets: 鈴木 克昌
- ・ Corporate and M&A: 桑原 聡子、石綿 学
- ・ Dispute resolution: 関戸 麦
- ・ Intellectual property: 小野寺 良文、岡田 淳
- ・ Investment funds: 三浦 健、竹野 康造
- ・ Labour and employment: 高谷 知佐子
- ・ Private wealth: 大石 篤史、酒井 真
- ・ Projects and energy: 小林 卓泰
- ・ Real estate and construction: 佐藤 正謙、小澤 絵里子
- ・ Restructuring and insolvency: 藤原 総一郎
- ・ Risk management and investigations: 藤津 康彦
- ・ Tax: 大石 篤史、酒井 真

Next generation lawyers

- ・ Antitrust and competition: 藤田 知也
- ・ Banking and finance: 末廣 裕亮
- ・ Capital markets: 田井中 克之
- ・ Dispute resolution: ダニエル・アレン
- ・ Labour and employment: 安倍 嘉一
- ・ Projects and energy: 末廣 裕亮、村上 祐亮
- ・ Tax: 栗原 宏幸

MYANMAR

Next generation lawyer

- ・ Corporate and M&A: 井上 淳

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Leading lawyers

- ・ Banking and finance: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティステ
イウォン
- ・ Projects & Energy: ジェッサダー・サワッディポン

➤ Chambers Asia Pacific 2020 にて高い評価を得ました

Chambers Asia Pacific 2020 で、当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。税務分野では、日本を代表する弁護士として大石 篤史弁護士、酒井 真弁護士が選ばれました。

TAX LAW NEWSLETTER

当事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

分野

JAPAN

- ・ Banking & Finance (Band 1)
- ・ Capital Markets (Band 1)
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- ・ Competition/Antitrust (Band 1)
- ・ Corporate/M&A (Band 1)
- ・ Dispute Resolution (Band 1)
- ・ Employment (Band 1)
- ・ Insurance (Band 1)
- ・ Intellectual Property (Band 1)
- ・ Investment Funds (Band 1)
- ・ Projects & Energy (Band 1)
- ・ Real Estate (Band 1)
- ・ Restructuring/Insolvency (Band 2)
- ・ Tax (Band 2)

JAPAN-OSAKA

- ・ General Business Law (Band 2)

MYANMAR

- ・ General Business Law (Band 2)

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance (Band 2)
- ・ Corporate/M&A (Band 2)
- ・ Projects & Energy (Band 2)

弁護士

JAPAN

- ・ Banking & Finance
Leading Individual: 佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
Senior Stated people: 桑原 聡子

TAX LAW NEWSLETTER

- ・ Capital Markets
Leading Individual: 鈴木 克昌、尾本 太郎
Up and Coming: 根本 敏光
- ・ Capital Markets: J-REITs
Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives
Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享
- ・ Competition/Antitrust
Leading Individual: 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹
- ・ Corporate/M&A
Leading Individual: 菊地 伸、桑原 聡子、棚橋 元、土屋 智弘、石綿 学、
大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之、小島 義博
Recognised Practitioner: 林 宏和
- ・ Dispute Resolution
Leading Individual: 関戸 麦
- ・ Employment
Leading Individual: 高谷 知佐子、荒井 太一
- ・ Insurance
Leading Individual: 増島 雅和
- ・ Intellectual Property
Leading Individual: 三好 豊
- ・ Investment Funds
Leading Individual: 竹野 康造、三浦 健、大西 信治
- ・ Projects & Energy
Leading Individual: 小林 卓泰
Up and Coming: 岡谷 茂樹
- ・ Real Estate
Leading Individual: 小澤 絵里子
Up and Coming: 石川 直樹
- ・ Restructuring/Insolvency
Leading Individual: 藤原 総一郎、山崎 良太
- ・ Tax
Leading Individual: 大石 篤史、酒井 真

MYANMAR

- ・ General Business Law
Leading Individual: 武川 文士、キンチョー・チャー、ウィン・ナイン

TAX LAW NEWSLETTER

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance
 - Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン
 - Recognized Practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
- ・ Corporate/M&A
 - Leading Individual: アカラポン・ピチェードヴァニチヨーク、ラッタナ・プーンソムバットラート
- ・ Projects & Energy
 - Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン

➤ 高松オフィス開設のお知らせ

当事務所は、高松オフィスの開設を決定いたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、四国や中国地区の案件につきましても、東京、大阪をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このような事務所へのご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、香川県高松市に新たな拠点を設けることを決定いたしました。

高松オフィスでは、M&A、会社法関連業務、税務、事業承継等において豊富な経験を有する小山浩弁護士（香川県高松市出身）らが所属し、国内拠点のみならず、北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミンオフィスを含めた当事務所の各海外拠点、及びその他の国の提携法律事務所と密に連携をとりながら、クライアントの皆様のご要望に応じたリーガル・サポートを提供してまいります。

また、高松オフィスは、地域における弁護士業務全般のより一層の活性化を目指すという新たなコンセプトのもと、地元の弁護士の先生方との連帯を重視し、他士業等との連携の道を切り拓き、その成果を地域の先生方と分かちあい、加えて、海外と地元の先生方との懸け橋になる等、微力ながら、地域全体の弁護士業務の更なる活性化や展開に努めるとともに、地域経済へのリーガル・サービス提供の充実に貢献することを目指してまいります。

高松オフィスの開設については、開設に必要な諸手続を経た上、2020年4月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

TAX LAW NEWSLETTER

※高松オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

- ▶ 新人弁護士（51名）が入所しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com